入札告示

札幌市告示第4293号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第４条の規定に基づいて告示する。

令和８年11月19日

札幌市長　秋元　克広

記

１　契約担当部局

郵便番号　003-8612　　札幌市白石区南郷通１丁目南８－１（白石区複合庁舎）
札幌市白石区保健福祉部保護一課（電話011-861-2466）

２　入札に付する事項

(1) 役務の名称
白石区保護課外勤用軽自動車借上（リース）その２

(2) 借受台数
13台（ガソリン車10台、ハイブリッド車３台）

(3) 調達案件の仕様等
仕様書１及び仕様書２による

(4) 借受期間及び納入期日
ア　令和９年２月１日から令和13年１月31日まで（48カ月）
ただし、本調達は地方自治法第234条の３に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る歳出予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。
イ　納入期日　令和９年１月29日（金）

(5) 納入場所
札幌市白石区役所公用車駐車場（場所の詳細は契約の相手方に別途指示する。）

(6) 入札方法
13台分の月額（月当たりの賃貸借料金）で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった落札希望月額の110分の100に相当する金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）を入札書に記載すること。

３　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 令和８～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」・中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 札幌市内に本店もしくは支店等の所在地を有する者であること。

4　入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先
上記１に同じ
また、入札説明書は下記白石区ホームページからも入手可能
<https://www.city.sapporo.jp/shiroishi/life/fukushi/keiyaku/hogokeijidousya2602.html>

(2) 入札書の受領期限
令和８年11月30日（月）12時00分（必着）

(3) 入札書の提出方法

ア　入札書は、別紙１の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。この場合、入札書に記載する日付は作成日とすること。

イ　直接提出する場合は封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年11月30日13時00分開札　白石区保護課外勤用軽自動車借上（リース）その２　入札書在中」の旨を記載すること。

ウ　送付により提出する場合は二重封筒として、外封に「令和８年11月30日13時00分開札　白石区保護課外勤用軽自動車借上（リース）その２　入札書在中」の旨を記載し、上記１宛、入札書の受領期限までに送付しなければならない。ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(4) 開札所の日時及び場所
令和８年11月30日（月）13時00分
札幌市白石区保健福祉部保護一課事務室内（白石区複合庁舎３階）

5　入札手続等

(1) 入札保証金　　免除

(2) 契約保証金　　要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第２５条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第１１条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否　　要

(5) 落札者の決定方法等

ア　落札者の決定
札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ　入札参加資格の審査
落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。
落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記３に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。
なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い
上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価

格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) その他

詳細は入札説明書による。